

〔Ⅱ〕都市農地保全等に関する要望

東京農業の主体をなす都市およびその周辺の農業は、都市地域特有の生産条件と税制のなか、農業者のたくましい意欲と創意工夫、及び関係機関・団体等による支援に加え、地域住民の理解を得て独自に発展してきた。

そのような中で、食料・農業・農村基本法の第36条第2項では、生産を通じて発揮される農業・農地の高い機能を評価し、その振興をはかることとされた。また、都市住民からも、都市農地等の保全に目が向けられ、関心が高まっている。

しかしながら、都市農業・農地は明確な位置づけがされないまま、生産緑地制度と相続税納税猶予制度によって農業経営が継続されているものの、農地の減少に歯止めをかけることができず、現行制度のみでは直面する課題を克服し、次世代に農業・農地等を継続させることが困難であり、早急な制度構築が求められている。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 「都市農業基本法（仮称）」の制定

都市地域の農地は、高度経済成長時代の都市人口膨張による宅地化政策時代から急速な減少を続けてきたが、この間農業を愛し真剣に取り組む農業者の努力によって、現在の農地等が保全され、都市の住環境保全政策を講じる環境を残してきた。

このような農業者の努力に報いるとともに、これからの快適な都市形成に不可欠な農地等を保全した「農業のある街づくり」を実現するため、都市農地の位置づけを明確にする「都市農業基本法（仮称）」を早急に制定すること。

2. 都市農地等保全のための新たな制度の構築

都市およびその周辺にある農地等を国民共有の財産として次世代に継承する観点から、従来の地区指定によらず農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地等の保全制度を構築すること。

その場合、農業経営に必要な林地・屋敷林や農業用施設も含め、保全の対象とすること。

3. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これまで生産緑地法ならびに相続税等納税猶予制度が農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

また、快適な街づくりに寄与するため、相続税等納税猶予制度においては、収用の利子税を免除し、さらに一定の公共団体等への寄付については一部免除とする仕組みを設けること。

4. 都市農地等関連制度の改善

農業経営と農地利用を推進するとともに、農業のある街づくりが円滑に行えるよう次のとおり制度の改善をはかること。

(1)生産緑地指定面積の緩和

生産緑地は、地域に根づいた身近な都市緑地として重要な機能を有することから、区市が定める都市計画マスタープラン等に基づき、指定下限面積については、自治体の意向を尊重した緩和がはかれるよう制度を改善すること。

(2)都市農地等関連制度の整合性の確保と農業委員会の役割強化

都市農地関連制度については、農地法等土地制度との整合性を確保すること。

また、農地法・農地関連制度に基づき都市農地の保全と利用促進にとって不可欠な行政委員会である農業委員会の役割を重視し、組織を強化すること。

(3)山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

平成20年2月29日

第49回 東京都農業委員・農業者大会